



## 目的

自家消費を目的に設備導入する費用の一部を補助し、町内で利用される再エネを増加させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進する

## 補助対象機器

太陽光発電設備  
(自家消費率が30%以上となる機器が対象)

## 補助対象経費

機器の購入及び設置に要する経費（稼働に必要な付帯設備含む）但し消費税及び処分費、送配電事業者への接続に係る費用を除く

## 補助率

補助対象経費の3分の2（千円未満切捨）

## 補助要件

- 以下の全てを満たす必要があります
- ・町内に住民登録のある方（実績報告時点）
  - ・町内の住宅に発電した電気を供給し、消費すること
  - ・余剰電力は町内で全て消費できるよう売電すること
  - ・その他の補助金や助成金等を受けていないこと
  - ・うちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること
  - ・町税等を滞納していないこと
  - ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと
  - ・環境省が定める要件を満たす設備設置であること※
- ※黒潮町太陽光発電設備等設置補助金交付要綱別表第2を参照

## お問い合わせ先

黒潮町役場 環境政策室 0880-43-2119（直通）

## よくあるご質問

- Q.既に設置している機器は補助の対象となる？  
A.対象となりません。交付決定後に着手してください。
- Q.事業所への設置は対象となる？  
A.対象となりません。住宅のみです。
- Q.住宅兼店舗への設置は対象となる？  
A.住居部分に供給する場合に限り、対象となります。
- Q.中古品や、リース、レンタルは対象となる？  
A.対象となりません。
- Q.いつまでに事業を完了する必要がある？  
A.毎年度2月末までに完了する必要があります。

## 補助の流れ

